

[優秀賞]

出口効果に期待できない 高齢者の入口支援

池田征弘 鳥取県弁護士会・66期

「この事件は、単なる規範意識が欠けた高齢者による常習的な万引きではありません」。

そう言って、自ら採点した認知症判定テストの結果を裁判官に示した。

執行猶予期間中に万引きの再犯を犯した高齢者Zさんは、その4カ月後に起訴猶予となり刑事手続から解放された。その一つの決め手となったのは、勾留決定に対する準抗告申立ての際に臨んだこの裁判官面接だったと振り返って感じる。

初めての万引き事案

東京での法テラスの養成期間(1年間)を終え、法テラス鳥取法律事務所に赴任して最初の被疑者国選事件が本件である。

事案は、高齢者による万引きである。しかも同種の前科前歴合計4犯のおまけ付き。

Zさんは、事件当時75歳であり、ホームセンターで炊飯器や洗剤などの日用品合計13点を買物カートに入れ、レジを通さずに店外に出て、停めていた自転車まで運んだところを私服警備員に呼び止められた。

初回接見でのZさんの話によれば、Zさんは事前を買う商品を決めており、6000円程度のお金を財布に入れて自宅を出ていた。しかし、店舗内を回る中で、

つい欲しくなった物にも手を伸ばしてしまい、手持ち金では足りないことがわかり、葛藤の末、頭が真っ白になり、気がついたら店を出ていた、との事情だった。Zさんは、これまでも万引きで何度か裁判を受けてきたと述べたが、手錠をかけられて逮捕されたのは本件が初めての経験だったため、留置場で過ごす過酷な環境に大きなショックを受けている様子で、元気がなく声も小さかった。そこで、Zさんを励ますために、家族との連絡が必要と考え、同居しているZさんの長女の連絡先を聴いた。また、分厚いアクリル板のお陰で、会話のやりとりがうまくできなかったこともあり、事件当日の行動を文章に書くよう指示し、初回接見を終えた。

このときの私の頭の中は、「執行猶予期間中の犯行ならば、確実に起訴されるし実刑コースだ。被害店舗への謝罪や家族の情状証人くらいしか情状がなさそうだな……」だった。一見してやるべきが少ない(あるいは見当たらない)情状事件ほど苦勞するものはない。「(一般)情状は作る」が基本であり、「被疑者／被告人に見合う良質な情状を如何にして作ることができるか」にこそ弁護人の力量が問われる。司法修習時代に配られた白表紙の弁論要旨記載例のように、没個性的な情状を羅列することは厳に避けなければならない。

なお、初回接見の際、Zさんに対して、実刑とな

る可能性が高い旨の見通しを伝えることは控えた。その理由は2つある。

1つ目は、信頼関係を十分に構築できていない段階で、厳しい見通しを告げると、Zさんは「弁護士はもう頼りにできない。警察官や検察官に何とかしてもらおう」と考えてしまい、喋る必要のない余罪の事実などを、捜査機関に求められるがままに供述してしまうおそれが生じるためである。

2つ目は、身体拘束により精神的ショックを受けているZさんに対して、厳しい見通しを告げてその傷口を広げてしまうと、今後検討の俎上に載る情状活動への関与意欲に支障が生じるおそれがあるためである。

身体拘束からの解放に向けて

1 長女の話

Zさんの長女(Aさん)と面会し、事案の概要と今後の手続の流れなどについて説明した。

Aさんから話を聞くと、Zさんは、68歳で退職した後に、4回程度万引きを行っており、約1年前に罰金命令を受け、約2週間前にも有罪判決(懲役10月、執行猶予3年)を言い渡されたばかりの身であった。この時点で、正直、実刑が濃厚という印象が拭えなかった。

しかし、さらにAさんから話を聞くと、Zさんは、過去に悪徳商法に引っかかり、高額な商品を買わされたことがあり、また、繰り返される万引きについて、Aさんの夫や姉弟からは病気の疑いを抱かれていたとのこと。

冷静に考えれば、Zさんは、最近刑事裁判を受けて、万引き行為の重大性等について学び、反省したはずである。通常であれば、少なくとも執行猶予期間中は日常生活にも注意を払いながら生活しようと決意するはずだが、Zさんは、その直後に再度万引きを行っている。判決から間もない犯行という点で、むしろ不合理極まりない了解不能な行動であると感じた私は、もしや認知症のような精神障害を抱えているかもしれないと疑った。ただ、恥ずかしながら、「医療や福祉の出番か」といった程度のことしか考えられず、次に取るべき具体的な活動がわからなかった。

2 不起訴に向けたケースセオリー

ここで頼りにしたのが、東京エリア・トラブルシューター・ネットワーク(東京TSネット)だった。この組織は、地域でトラブルに巻き込まれた障がい者を支援するために、福祉専門職、弁護士、医師などが集まって立ち上げた団体であり、多種多様なメンバーがそれぞれの専門的視点からトラブルにメスを入れ、障がい者に対する適切な支援の在り方を追求する活動などを行っている。この組織に所属している弁護士に相談したところ、第一次的に医療につなげ、認知症の診断を受けた場合には、地域包括支援センターや地域生活定着支援センターなどの福祉相談機関につなげるべき旨の助言をいただいた。

ここで私は、不起訴に向けたケースセオリーを以下のように想定した。

まずは、勾留決定に対する準抗告を通してZさんを釈放し、医療機関につなげる。次に、認知症(あるいはその他の精神障害)の診断を受けた場合には、福祉機関による生活支援により認知症等の進行を抑制する。そして、そのような支援を受けるZさん自身の内面の変化を再犯防止・更生可能性の根拠として主張し、不起訴に向けて検察官を説得する。

このケースセオリーを支える一番の柱は、準抗告の認容である。準抗告において、裁判所に対して、Zさんが何らかの精神障害を抱えている可能性があり、医療機関につなげる必要があると認識してもらわなければならない。

3 準抗告申立て

まず、担当検察官に連絡し、「簡易鑑定を行ったか、あるいは行う意思があるか」と問い合わせた。検察官の回答は、「まだ行っていません。検討してみます」というもので、正直、空返事の印象を受けた。

そこで、認知症判定に利用される長谷川式簡易知能評価スケール(HDS-R)を、自ら接見室で実施したところ(この方法も東京TSネット所属の弁護士による助言のなかで提案されたものである)、30点満点中22点という結果となった(20~22点が認知症嫌疑のボーダーラインと言われている)。また、その際、Zさんが作成した犯行当時の状況を記載した書面を確認したところ、「ケビさん(警備員さん)、「心頭白になりました」(心も頭も真っ白になりました)など

の字句から言語機能の支障も窺われた。この時点では、まだZさんが認知症である確信を抱くことはできなかったが、少なくとも健常というには疑いが残る状態であるという確信を抱くことはできたため、医療機関の判断を仰ぐべきだと考え、これらの事情を準抗告の面接材料に用いることにした。

準抗告申立書には、Zさんが作成した前記書面(反省文を兼ねている)、Zさんの謝罪文を添付した謝罪経過報告書、Aさんの陳述書(身元引受書を兼ねている)を資料として添付し、前刑の判決確定後3日後の同種犯行であることの不合理性を記載し、医療機関の受診を通して犯行の原因調査を行うことが、Zさんの再犯防止および更生にとって有効であることを強調した。

もっとも、この事件の準抗告に関して言えば、申立書はあくまで補助材料であり、裁判官に直接口頭でZさんの現状と早期受診の必要性を訴えることが申立ての核心と考えた。

裁判官は、準抗告手続の中で被疑者と対面しない。そのため、申立書の記載内容から、被疑者の人物像や置かれている状況などを正確に読み取ってもらうには限界がある。そこで、何度も被疑者と接見している弁護人が、接見を通じて抱いた被疑者への感情も含めて、それらを直接口頭で伝えることで、裁判官に申立て(身体拘束からの解放の必要性)の本質を的確に理解してもらえると考えたのである。

裁判官面接では、「犯行の原因実態を把握するためには、とにかく医師による診療を受ける必要がある。もし、Zさんが認知症であり、そのことが犯行に影響しているのであれば、早期に医療、福祉による支援を受けなければ、増々認知症が進行し、防止できる再犯も防止できなくなるおそれがある。弁護人が認知症の疑いがあると判断したのは、認知症判定テストの結果だけではなく、申立書添付のZさん作成の(おかしい)文章や、Aさんから聴き取ったZさんの(危なっかしい)行動歴なども考慮した結果による。また、Zさん自身、釈放された場合には、必ず受診する旨の意向を示している」などと熱を込めて語った。

裁判官は、終始私の目を見て時折うなずきながら、私の説明に耳を傾けてくれた。

とはいえ、裁判官からは、Zさんに対する支援について、起訴後の保釈期間や、再度の執行猶予期間

においても可能であり、現時点における釈放の必要性については慎重に判断せざるをえない旨述べられた。

面接後、やはり勾留決定に対する準抗告の壁は高く厚いと感じた。

4 準抗告認容

その日のうちに裁判所から連絡があり、予想に反して勾留請求却下の決定が出た。決定書の文面からは、医療機関への受診を通して犯行の原因調査を行う必要性を認めてもらった内容になっているが、現時点における釈放の必要性については言及されていなかった。

結局、認容の決め手は定かではなかったが、ただ一つだけ定かだったことは、面接がなければ棄却されていたであろうということだ。

こうして、Zさんは無事に釈放されることになり、私の刑事弁護人としての役目がひと段落ついた。

関係機関の支援により明らかになっていく万引きの背景

Zさんの釈放後、次なる目標は不起訴となる。

Zさんの万引きの誘因は何か。その誘因に対して、いかなる解消策を講じることが適切なのか。これらの検討を行う中で、さまざまな支援者から協力を得ることができた。

1 医療支援

Zさんは、釈放後、精神科を受診したところ(担当医に対して、万引きを繰り返していることも説明した)、心配していたことが当たり、軽度のアルツハイマー型認知症と診断され、認知症の進行を抑制するための服薬治療を実施することになった。

後日、私は、担当医と面会し、認知症と万引き行為の関連性について説明を求めた。担当医によれば、検査および問診の結果、事件当時、Zさんは店の商品と自分の物との区別ができなくなるような混迷状態に陥っており責任能力が低下していた可能性があり、そのことが万引きに影響したとみる余地がある旨判断したとのこと。また、認知症高齢者が必ずしも万引きを犯す傾向にあるわけではないが、認知症が進行す

ることで、自他物の区別がつかなくなったり、会計を済ませたと誤認するなどの認識障害が現れる可能性が高くなるという意見も述べられた。

担当医との面会を通じて、医学的に見て、本件万引きとZさんの認知症との因果関係の存在を確信するには至らなかったものの、認知症の進行により再犯可能性が高くなることを確認した。Zさんについても治療継続の必要性が高く、刑罰よりも治療を優先させるべき事情を収集することができた。

なお、検察官から、Zさんの認知症に関して直接担当医から説明を受けたく、その場を設けてほしいとの申出があり、病院の診察室にて検察官、弁護士、担当医の三者間の面会が実現したことがあった。これまで検察官に対して、検察官室から一步も出ないイメージを抱いていたが、このような真実追及に向けた積極的な姿勢に触れて、その考えを改めることにした。

2 福祉支援

Zさんの再犯防止および更生のために何が役に立つのか。「わからなければ聞いてみる」という思いの下、まずは、福祉の分野から聞いてみることにした。

「高齢者」「福祉」「鳥取」などでキーワード検索をかけてヒットした地域包括支援センターに連絡したところ、刑事手続に絡む対象者については地域生活定着支援センターが対応している旨案内されたので、同センターに連絡し、面会相談を求めた。

後日、面会相談の場において、地域生活定着支援センターとは、出所した高齢者・障害者のために福祉的支援をコーディネートする機関であることがわかった。いわゆる出口支援を主に担当しており、本件のような入口支援を実施した実績は過去にないとのことだった。それでも、老人ホームへの入所やデイサービスへの通所などの福祉サービスの利用により、社会的な関わりを持つことでZさんの認知症の進行を抑えることが期待できる(少なくとも自宅に籠っている環境は症状を進行させる)旨助言をいただけたこと、サービス利用のための各種手続に職員(社会福祉士)の協力が得られることになったことは大きな収穫だった。

Zさんは、同センターの職員と共に、地域包括支援センターを訪れ、介護認定手続を行ったところ、

要介護1と認定された。その後、地域包括支援センターの紹介により、週に3日小規模多機能型居宅介護施設に通所することになった。

今後、Zさんが起訴され実刑となる可能性がある以上、私は、各種手続の際、各機関および施設の職員の方々に対して、Zさんの置かれている状況について説明した。また、実際に支援を受けるなかで、Zさんを取り巻く環境およびZさんの心境などに良い変化が生まれれば、不起訴に向けた有力な事情となりうることも説明し、理解を求めた。職員の方々は、Zさんに対して消極的なレッテルを貼ることもなく、むしろ「できることは何でも協力します」と温かい言葉をかけてくれた。地域ぐるみで支援の輪が繋がったことを実感し、このことが弁護活動を通して最もうれしかった瞬間だった。

Zさんの通所施設が作成する生活連絡票によれば、Zさんは、施設内の掃除や庭の手入れをしたり、他の利用者と談笑するなどしており、新たな生活スタイルに満足していることが窺えた。

当初のZさんは、普通の会話をするにも支障がある程に怯えている様子だったが、施設通所する頃には、服薬治療の効果も加わってか、人柄が明るくなり楽しげに最近の出来事を話すようになっていた。こうまで人は変わるものなのかと驚愕すると同時に福祉の持つ力に敬服した。

3 更生支援

Zさんの担当医は、認知症が責任能力の低下を招いた可能性があるという意見だったが、初回接見において、Zさんは、買い物カートに入れた炊飯器を見て「欲しいけど、お金が足らんから、返さないといけん、と思った」と話していたのである。そこで、責任能力(行動制御能力)の低下のほかに、認知症による規範意識の弱体化も疑った。

Zさんの再犯防止のためには、Zさんの万引き指向の人格的要素に対しても手当をする必要があると考え、「規範意識の高揚→更生の分野→保護観察所」という安直な思考と、「わからなければ聞いてみる」という思いの下、更生保護の専門機関である保護観察所への相談を試みた。

入口支援の段階で弁護士が保護観察所へ相談に来ること自体、とても珍しがられたが、同所からは、

更生緊急保護(更生保護法85条)を通じた協力が得られることになった。

保護観察官は、Zさんとの面接を通じて、繰り返される万引きの要因として、退職後の生きがいの喪失感および社会的孤立感を挙げた。その結果、同所による指導目標が、規範意識を高揚させること、生きがいを見つけることの2点とされ、指導プログラムとして、月2回の定期面接と社会貢献活動への参加が組まれることになった。

Zさんは、これらのプログラムに積極的に取り組み、保護観察官との定期面接により、万引き犯罪の被害の実態について学び、また、社会貢献活動への参加により、在職時に感じていた、人に頼られることの喜びを再び感じるようになった。

4 万引きの背景と各種支援による改善

以上の各種支援における支援者の意見等を基に分析した結果、Zさんが万引きを起こすようになった経緯として、【①退職後の生活の変化(生きがいの喪失、社会的孤立)→②認知症の発症・進行(責任能力の低下あるいは規範意識の喚起機能の低下)→③万引き行為】というフローを考えた。

①退職後の生活の変化(生きがいの喪失、社会的孤立)に対しては、施設通所や貢献活動を通じて、Zさんに生活の充実(生きがいの発見)や社会参加の認識を持たせることで改善される。

②認知症の発症・進行に対しては、医師による専門的な治療や、前記生活の充実等により、その進行を抑制させることが期待できる。また、保護観察所による更生保護活動を通じて規範意識の高揚を図ることができる。

このような検討結果と、Zさん自身に表れている変化を考慮すれば、Zさんの万引きの誘因(①、②)は解消に向かっており、今後、万引きを繰り返す環境もなければ、その意思を形成させる人格的要素もなくなると判断するに至った。

残るは、検察官に対する説得である。

防ぐことができた万引き

終局処分に対する意見書を起案したのは、Zさんが釈放されてから4カ月が経過する頃だった。

この頃には、Zさんの服薬治療の効果が表れてきたり、施設通所の様子もわかってきた。また、保護観察官との面接や社会貢献活動の実績も積み上がっていた。この段階で、地域生活定着支援センターの社会福祉士に更生支援計画書の作成を依頼した。支援計画書には、福祉の観点から見たZさんの再犯防止および更生に必要な支援内容が盛り込まれており、支援の必要性を根拠付ける事情(Zさんの生活歴や認知症による具体的な行動症状など)も詳細に記載されており、不起訴に向けた説得にとって、この上ない強力な資料が得られた。

また、意見書には、Zさんの支援のために多くの支援者が関わっており、現在も支援が継続していること、各種支援が万引きの誘因を解消する作用を持っていること、刑罰の適用(実刑)により支援が中断してしまうことが不適切であることなどを記載した。4カ月という長い期間Zさんの支援に携わり、Zさんの変化を見てきた私が、最も強調して検察官に伝えたかったことは、Zさんに認知症の兆候が現れたときに、今回のような医療機関や福祉機関による支援を享受していたならば、本件は発生しなかったということであり、この点を意見書の冒頭および末尾に記載し、検察官にも直接面会して伝えた。

さらに、検察官に対して、これまでの活動経過や各種支援に対する感想などについて直接Zさんから話を聴き、Zさんの変化を感じてほしい旨を伝えた。

意見書を提出した2週間後、検察官から、Zさんの処分について起訴猶予とした旨の連絡がきた。喜びよりも安堵の感情が優先した。

この結果は、各支援者による協力と、支援に対するZさん自身の積極的な取り組みの成果によるものである。罪を犯した者が更生に向かってみるみる変化するように立ち会えたことは、かけがえのない経験となった。

おわりに

この事件を通じて、つくづく「情状は作るものであり、作り方に決まりやルールはなく、とりあえず試してみる」ことが大切だと実感した。

そして、適切な情状を整えることは処分結果に影響を及ぼすことを学んだが、整うまでに長期間を要

する情状が存在することも学んだ。Zさんが釈放されてから施設通所が決まるまでに、3カ月を要した。

準抗告申立てが棄却されていた場合を想定すると、いまのZさんに出会うことは叶わなかったように思

えてならない。

(いけだ・ゆきひろ)

※ 本件の決定文はLEX/DB25541584に掲載。

